

# 第2回 喜多方地方5市町村合併協議会 会 議 資 料

日 時 平成16年2月23日(月)  
午後1時30分～4時00分(終了予定)

会 場 熱塩加納村  
「熱塩加納村村民会館大ホール」

喜多方地方5市町村合併協議会

## 第 2 回 喜多方地方 5 市町村合併協議会

と き 平成 1 6 年 2 月 2 3 日 ( 月 )

午後 1 時 3 0 分 ~ 4 時 0 0 分 ( 終了予定 )

と ころ 熱塩加納村

「 熱塩加納村村民会館大ホール 」

### 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名人の指名

4 議 事

( 1 ) 報告事項

報告第 7 号 第 1 回喜多方地方 5 市町村合併協議会議事内容要旨について

報告第 8 号 喜多方地方 5 市町村合併協議会事業経過について

報告第 9 号 新市の名称及び事務所の位置に関する専門委員会の委員について

報告第 1 0 号 専門委員会の設置に係る取扱いについて

報告第 1 1 号 喜多方地方 5 市町村合併協議会合併支援業務委託について

( 2 ) 協議事項

協議第 3 号 合併の方式について ( 協定項目 1 )

協議第 4 号 新市の名称について ( 協定項目 3 )

協議第 5 号 新市の事務所の位置について ( 協定項目 4 )

協議第 6 号 慣行の取扱いについて ( 協定項目 1 8 )

協議第 7 号 議会の議員の定数及び任期等の取扱いについて ( 協定項目 6 )

協議第 8 号 喜多方地方 5 市町村合併協議会専門委員会設置規程の一部を改正する規程について

協議第 9 号 議会の議員の定数及び任期等に関する専門委員会設置要綱について

5 そ の 他

6 閉 会

第1回喜多方地方5市町村合併協議会議事内容要旨について

日 時	平成16年2月3日(火)午後1時30分～午後4時13分
場 所	喜多方プラザ文化センター小ホール(喜多方市)
出 席 者	出席者52名、欠席者4名
内 容	<p>議事 - 協議会規約第10条第2項の規定により会長(喜多方市長)が議長となり議事進行を行った。</p> <p>(1)報告事項 第1号を報告、審議。</p> <p>質問等なく全会一致で承認された。</p> <p>(2)報告事項 第2号、第3号、第4号を一括報告、審議。</p> <p>質問等なく全会一致で承認された。</p> <p>(3)報告事項 第5号を報告、審議。</p> <p>質問等なく全会一致で承認された。</p> <p>(4)報告事項 第6号を報告、審議。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問(大堀委員 - 塩川町) 平成15年度収支予算における事業費、委託料に3,171千円を計上して4業務を委託することについて、助役・担当部課長会議において、まだ委託先は検討中とのことだったが、本業務に係る基本的な方針を伺いたい。</li> <li>・ 回答(事務局) これらの支援業務委託は作業の積重ね自体は事務局及び構成市町村において行うが、インターネットを介して各々の市町村が事務事業の一元化を行える高度なシステムの支援業務を導入したいと考えている。今まで合併にかかわる本システムの開発に携わった実績のある業者を選考したい。幹事会並びに正副会長会議を経て、第2回協議会において基本的な方針や選定業者を示す予定である。</li> </ul> <p>他に質問等なく全会一致で承認された。</p> <p>- 休憩 -</p>

(5)協議事項

第1号を審議。

・質問（山口委員 - 喜多方市）

議案を協議会において承認する形であるが、協議フローでいうと提案の仕方はどのように行うのか。幹事会等の会議で提出議案を協議するとしても、当日、協議会に出席した委員は事前に協議内容を知らないため十分な検討の余地がない。事前に協議内容を知らせる方法がとれないのか。

現在の案以外に専門委員会の数はどれくらいを予定しているのか。議員の定数など専門委員会で協議すべき重要事項は、今の段階で付け加えておいた方がよいのではないかと。議会の議員の定数等に関する取扱いも専門委員会の設置を要望する。

会津若松市と北会津村における合併を取り上げてみると、その地域への県の公共施設建設予定などの優遇的措置についての情報がマスコミを通じ報道されているようだが、各市町村や本協議会への説明はないがその内容を伺いたい。

・回答（事務局）

任意協議会でも確認されているとおり、幹事会・正副会長会議を経て協議会に審議事項として提案される流れとなっている。

・回答（議長）

協議を円滑に進めるためにも事前に委員へ資料の送付に努めたい。

・回答（事務局）

質疑のとおり、議員や農業委員会委員の定数など、また協議会で絞り込めない事項等も専門委員会に諮ることが考えられる。第6回任意協議会で協議されたように専門委員会に諮る事項は委員の協議の中で決定する方向で進める。

・回答（議長）

新市の名称等以外について協議する項目については、まだ正副会長会議で議論していないので、もう少し時間をいただきたい。また、本日決定するものでもないため意見としてお聞きしておく。

・回答（佐藤顧問）

会津若松市と北会津村の合併協議会から各自治体の建設計画に基づき橋梁や道路整備の要望があったが、合併特例法に「都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、市町村建設計画達成のための事業の実施その他の必要な措置を講ずることに努める」ことが盛り込まれており、会津地域全体の幹線道路の整備促進を図ることにも鑑み、積極的に推進する旨の回答を出した。

・質問（小澤委員 - 山都町）

重複協議を避けるため、任意協議会にて確認した事項については再度協議しない流れになっているようだが、最終的に出来上がった際に歪な形になる場合があり得ると思う。全体的なバランスを調整する場は設けないのか。

・ 回答（議長）

相互に関連がある事項については、委員の協議の中で再協議し修正は可能である。

・ 質問（小野委員 - 喜多方市）

協議の中で、住民の意見を聞く手段として住民投票の問題提起があった場合、実施の意向はあるのか。

・ 回答（議長）

法的に実施しなければならない義務はないものであり、協議会での選択によるが、現在のところ実施の考えはない。協議会の決定事項は的確に周知し、住民説明会の実施により十分理解を得られると考えている。

他に質問等なく全会一致で承認された。

(6) 協議事項

第 2 号を審議。

・ 質問（山田委員 - 塩川町）

要綱案第 2 条第 3 号で掲げる「前 2 号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項」とあるが、「第 1 号」「第 2 号」を審議するものであるから「その他」を審議するということは考えられないが、どのような審議を想定しているのか。

・ 回答（議長）

通常のとおりにもあるように柔軟な審議ができるよう規定している事項であるので了承願いたい。

他に質問等なく全会一致で承認された。

(7) その他

事務局

第 2 回協議会の開催を熱塩加納村村民会館大ホールにて 2 月 23 日（月）午後 1 時 30 分より予定する旨をお知らせした。

議長が任を降りる旨を宣言。

以上をもって、第 1 回喜多方地方 5 市町村合併協議会を終了した。

喜多方地方 5 市町村合併協議会事業経過について

日 時	項 目	内 容
2月3日(火) 午後1時30分～ 午後4時13分	第1回喜多方地方5 市町村合併協議会 (喜多方プラザ文化 センター小ホール)	(1)報告事項 ・協議会設置の経過について ・協議会規約について ・協議会規約に関する協定書について ・協議会にかかわる各種規程等の制定について ・協議会平成15年度事業計画について ・協議会平成15年度収支予算について  (2)協議事項 ・合併協定項目(案)について ・新市の名称及び事務所の位置に関する 専門委員会設置要綱(案)について  (出席者52名、欠席者4名)
2月3日(火) 午後4時15分～ 午後4時23分	第2回正副会長会議 (喜多方プラザ文化 センター第1会議 室)	第1回協議会結果の確認及び第2回協 議会協議事項、協議会だよりの作成方針 等について協議。
2月12日(木) 午前9時30分～ 午後0時25分	第1回幹事会 (喜多方市保健セン ター大会議室)	第2回協議会協議事項等について協 議。
2月17日(火) 午前10時00分～ 午前11時35分	第3回正副会長会議 (喜多方市保健セン ター第二会議室)	第2回協議会協議事項等について協 議。

報告第9号

新市の名称及び事務所の位置に関する専門委員会の委員について

委員区分	役職	氏名	各市町村等における役職
1号委員		武藤 顯夫	喜多方市助役
		慶徳 矩夫	熱塩加納村助役
		小林 幸助	塩川町助役
		只木 清	山都町助役
		小林 恂	高郷村助役
2号委員		山口 和男	喜多方市議会議長
		佐藤 茂光	熱塩加納村議会議長
		大堀 典男	塩川町議会議長
		相原 善孝	山都町議会議長
		物江 和一	高郷村議会議長
3号委員		菊地 孝	会津いいで農業協同組合代表理事組合長
4号委員		上野 利八	会津喜多方商工会議所会頭
		坂内 哲	熱塩加納村社会福祉協議会長
		山田 善一	塩川町商工会長
		齋藤 浩一	(社)会津喜多方青年会議所理事長
		小林 喜代春	高郷村教育委員長

専門委員会の設置に係る取扱いについて

1 協議会において設置数の多い専門委員会

- (1) 新市の名称
- (2) 新市の事務所の位置
- (3) 議会の議員の定数及び任期等の取扱い
- (4) 新市建設計画

2 本協議会における基本的な考え方

- (1) 専門委員会の設置を現段階において検討しているもの

議会の議員の定数及び任期等の取扱い（協定項目 6）

新市建設計画（協定項目 28）

組織及び機構の取扱い（地域自治組織を含む）（協定項目 27）

【選定理由】

：議会の議員の定数及び特例については、幹事会等での検討になじまない。

及び　：総合的なものであり、専門委員会に付議し、案の絞込みを行った方がより効率的な協議が可能になると思慮する。

- (2) 専門委員会の設置の提案について

(1)の　、　及び　について

協定項目の提案の中で専門委員会の設置の文言を記載することとする。

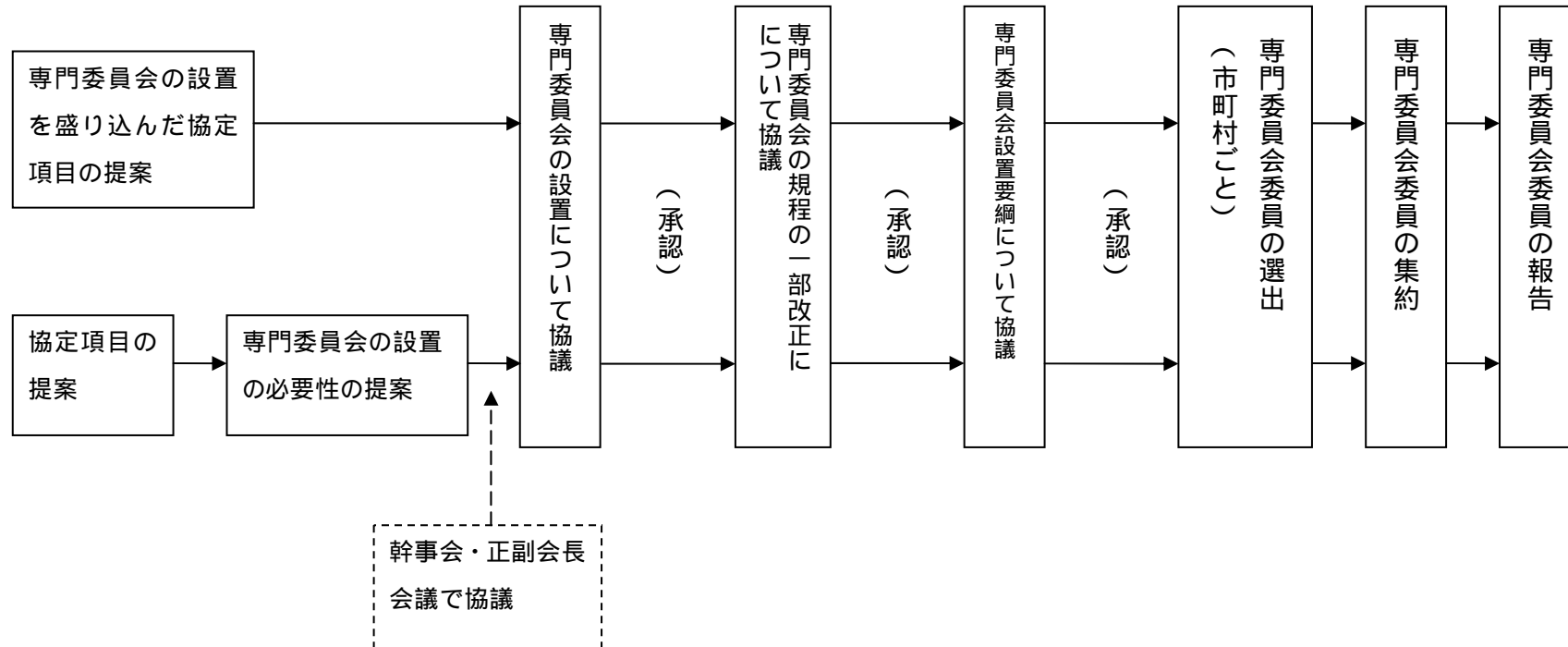
[ 議会の議員の定数及び任期等の取扱いの場合 ]

議会議員の定数及び任期等の取扱いについては、合併協議会に専門委員会を設置し、付議の上、その協議結果を基に合併協議会で協議する。
---

協議会において専門委員会の設置の必要性が提案された場合  
協議会に諮り、決定する。



#### 4 協議会会議における専門委員会設置までのフロー



## 報告第 1 1 号

### 喜多方地方 5 市町村合併協議会合併支援業務委託について

喜多方地方 5 市町村合併協議会合併支援業務委託について、次のとおり報告する。

#### 1 委託業務名

喜多方地方 5 市町村合併協議会合併支援業務  
(事務事業一元化、財政シミュレーション、新市将来構想、新例規立案)

#### 2 企画提案業者

- (1) 株式会社ぎょうせい
- (2) 第一法規株式会社

#### 3 選定理由

企画提案の提出があった 2 社から提案書に基づき説明を受け、提案内容の妥当性、業務の技術的水準、受託体制、委託費用、受託実績、事務局との連絡体制について「喜多方地方 5 市町村合併協議会合併支援業務評価基準」により審査した結果、総合的に「株式会社ぎょうせい」が優位であった。

#### 4 選定結果

会社名：株式会社 ぎょうせい  
代表者：代表取締役社長 伊藤 陽 司  
住 所：東京都杉並区荻窪 4 丁目 3 0 番 1 6 号

#### 5 契約金額等

契 約 額：3,045,000 円 (内消費税相当額 145,000 円)

契約年月日：平成 16 年 2 月 13 日

委託期間：平成 16 年 2 月 13 日から平成 16 年 3 月 31 日

協議第 3 号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提出する。

協定項目 1	合併の方式
	喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡塩川町、同郡山都町及び同郡高郷村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

平成 1 6 年 2 月 2 3 日提出

喜多方地方 5 市町村合併協議会  
会 長 白 井 英 男

任意合併協議会確認事項

	合併の方式
確認された調整方針	新設合併として、法定協議会で協議する
確認年月日	平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日(第 2 回任意合併協議会)

## 参考資料

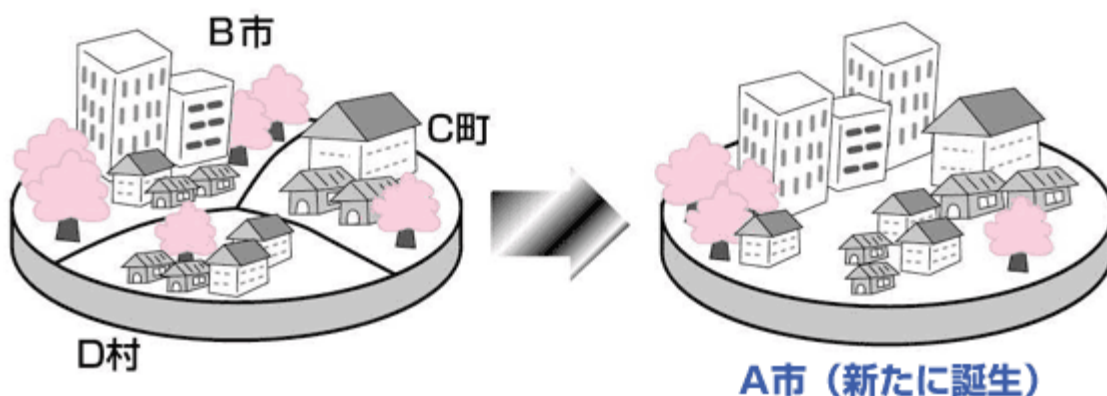
合併の方式として「新設（対等）合併」と「編入（吸収）合併」の2通りの方式があります。

項 目		新設《対等》合併	編入《吸収》合併
定 義		2 つ以上の市町村の区域で新たに市町村を設置すること。	2 つ以上の市町村で一方の市町村が他の市町村に編入すること。
法 人 格		新しい法人が誕生します。	継続する市町村の法人格が残ります。
新市の名称		新たに名称を決定します。 （従来の名称でもよい）	継続する市町村の名称とすることが多いですが、新たに制定することもできます。
市役所の位置		新たに庁舎の位置を決定します。 （従来の庁舎でもよい）	通常は継続する市町村の庁舎を事務所の位置とします。
市町村の長		合併する市町村の長は失職します。 （合併後50日以内に市町村長選挙）	継続する市町村の長は引き続き長となり、編入される市町村の長は失職します。
議 会 の 議 員	原則	合併する市町村の議会の議員は全員失職します。 新市の人口に応じた議員定数で合併後50日以内に設置選挙を行います。	継続する市町村の議会の議員は、全員引き続き在任し、編入される市町村の議会の議員は全員失職します。
	特例	次の特例を選ぶことができます。 1 . 設置選挙の際、議員の法定定数の2倍（定数特例）まで定数を増やせます。 2 . 合併した市町村の議員は、合併時に選挙をせずに新市の議員として最長2年間（在任特例）在任できます。	次の特例を選ぶことができます。 1 . 編入される市町村を選挙区として、増員選挙をすることができ、次の一般選挙でも継続して増員選挙ができます。（定数特例） 2 . 編入される市町村の議会の議員は、継続する市町村の議会の議員の残任期間だけ全員在任することができ、更に最初の一般選挙において、選挙区を設けて増員選挙をすることができます。 （在任特例と定数特例）
農 業 委 員 会 の 委 員	原則	合併する市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全員失職します。	継続する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全員失職します。
	特例	合併する市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10人から80人の範囲で、1年以内の間、在任できます。	編入される市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間、在任できます。

項 目	新設《対等》合併	編入《吸収》合併
特別職の職員	合併する市町村の助役や収入役などの特別職の職員は全員失職します。 (合併後新たに選任します。)	継続する市町村の特別職の職員は引き続き在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職します。
条例・規則	合併する市町村の条例・規則は全て失効します。 (新たに制定します。)	継続する市町村の条例・規則を適用します。 (合併に伴い必要な改正を行います。)

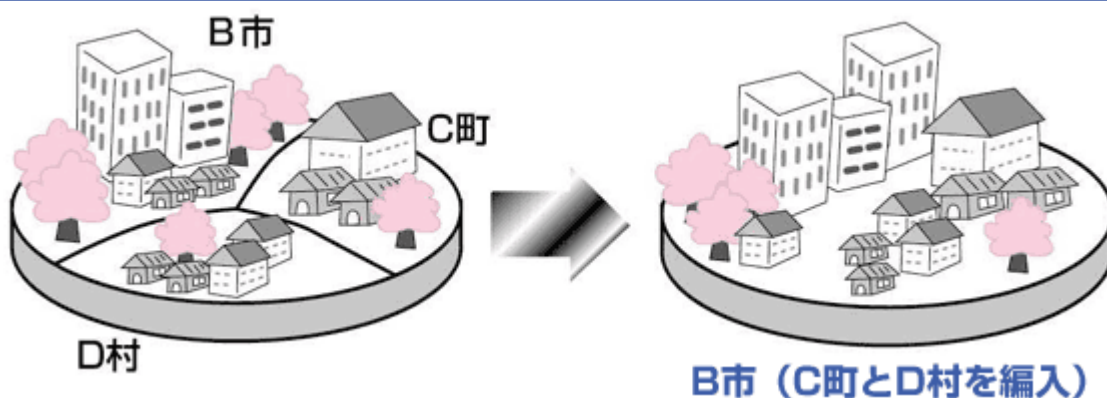
### 新設合併

B市、C町及びD村が一緒になってA市をつくるような場合を「新設合併」といいます。



### 編入合併

B市にC町及びD村を編入させるような場合を「編入合併」といいます。



協議第 4 号

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり提出する。

協定項目 3	新市の名称
地域内住民による公募とし、「新市の名称及び事務所の位置に関する専門委員会」で数点を選定し、協議会で協議する。	

平成 1 6 年 2 月 2 3 日提出

喜多方地方 5 市町村合併協議会  
会 長 白 井 英 男

任意合併協議会確認事項

	新市の名称
確認された調整方針	地域内住民による公募とし、専門委員会では数点を選定し、法定協議会で協議する。
確認年月日	平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日(第 2 回任意合併協議会)

喜多方地方 5 市町村合併協議会の調整内容

協議事項	新市の名称について	関係項目	
調整方針	地域内住民による公募とし、「新市の名称及び事務所の位置に関する専門委員会」で数点を選定し、協議会で協議する。		

留意事項

新設合併の場合には、合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格は消滅することになり、新しい市としての法人格が発生することになります。そのため、新市の名称についても協議が必要になります。

参考文献

地方自治法(昭和22年法律第67号)(抜粋)

(市町村の配置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

配置分合の申請の際には、新市の名称が必要になります。

協議第 5 号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり提出する。

協定項目 4	新市の事務所の位置
新市の事務所の位置については、「新市の名称及び事務所の位置に関する専門委員会」に付議の上、その協議結果を基に協議会で協議する。	

平成 1 6 年 2 月 2 3 日提出

喜多方地方 5 市町村合併協議会  
会 長 白 井 英 男

任意合併協議会確認事項

	新市の事務所の位置
確認された調整方針	新市の名称の専門委員会の検討事項に含め検討し、検討結果を法定協議会で協議する。
確認年月日	平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日(第 2 回任意合併協議会)



喜多方地方5市町村合併協議会の調整内容

協議事項	新市の事務所の位置について	関係項目	
調整方針	新市の事務所の位置については、「新市の名称及び事務所の位置に関する専門委員会」に付議の上、その協議結果を基に協議会で協議する。		

根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置及び区）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

協議第 6 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提出する。




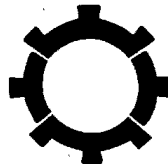

協定項目 1 8	慣行の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 市章、市民憲章、市の花・木・鳥等については、新市において定めるものとする。</li><li>2 各種宣言については、新市において定めるものとする。</li><li>3 名誉市民制度については、新市において定めるものとする。</li><li>4 表彰制度については、新市において定めるものとする。</li></ol>	

平成 1 6 年 2 月 2 3 日提出

喜多方地方 5 市町村合併協議会  
会 長 白 井 英 男

喜多方地方5市町村合併協議会の調整内容

協議事項	慣行の取扱いについて	関係項目
調整方針	1 市章、市民憲章、市の花・木・鳥、歌等については、新市において定めるものとする。 2 各種宣言については、新市において定めるものとする。 3 名誉市民制度については、新市において定めるものとする。 4 表彰制度については、新市において定めるものとする。	

項 目	現 況				
	喜多方市	熱塩加納村	塩川町	山都町	高郷村
市町村章	<p><b>市章</b> (昭和 36 年 8 月 19 日)</p>  <p>【説明】 市名頭文字「き」の図案化。 翼型は、躍進を、円型は融和を表徴する。</p>	<p><b>村章</b> (昭和 49 年 3 月 15 日)</p>  <p>【説明】 熱塩加納村の“ア”の文字を図案化したもので、躍動する若人の姿を表わし、未来への限りない発展と村民の融和を象徴する。</p>	<p><b>町章</b> (昭和 39 年 10 月 24 日)</p>  <p>【説明】 塩川町、堂島村、姥堂村、駒形村の1町3ヵ村の合併を表現し、これを2本の太い町民の腕が一致団結して支え、上に広がる白線は末広がりにより町の前進と向上を示し、融和のもとに「し」の字を近代的に図案化したものである。</p>	<p><b>町章</b> (昭和 29 年 3 月 30 日)</p>  <p>【説明】 山都町の「山ト」を歯車に図案化したもので、町民の平和、友情を表わし、町勢のたゆまぬ発展を象徴する。</p>	<p><b>村章</b> (昭和 50 年 10 月 9 日)</p>  <p>【説明】 高郷(タカサト)村の「タ」を図案化したもので、外の輪(和)は高郷村が永遠に平和に発展することを願い、中心の円は丸く未来に向かって前進することを象徴する。</p>

項 目	現 況				
	喜多方市	熱塩加納村	塩川町	山都町	高郷村
市町村憲章	<p><b>市民憲章</b> (昭和 49 年 11 月 3 日)</p> <p>緑の山々、清らかな流れにはぐくまれた会津盆地の北のふるさと喜多方市のわたくしたちは、永い歴史の変遷の中に、先人の残した遺業をまもり、洋々とひらける未来を見つめ、郷土の発展をめざす市民の道しるべとしてここに憲章を定めます</p> <p>1 わたくしたちは、自然を愛し美しいまちをつくり ます</p> <p>1 わたくしたちは、たがいに助けあい、幸せなまちをつくり ます</p> <p>1 わたくしたちは、元気ではたらき、明るいまちをつくり ます</p> <p>1 わたくしたちは、郷土を育て豊かなまちをつくり ます</p> <p>1 わたくしたちは、きまりを守り住みよいまちをつ くり ます</p>	<p><b>村民憲章</b> (昭和 56 年 6 月 25 日)</p> <p>熱塩加納村は会津の最北端に位置し、神秘的な自然環境に恵まれ歴史と文化に培われ発展してきました。熱塩加納村が新しい村として発足し、30 年を迎えようとしています。このときあたり誰もがこの村に住んで良かった、この村に住みたいという魅力あるよりよい郷土を築くため、創造性に富み産業に活力を与え、さらに福祉の充実を図る未来を拓く村づくりの指針とし、村民の歩む道しるべとして村民憲章を制定いたしました。</p> <p>1 豊かな緑の自然を守り、美しい村をつくりましょ う</p> <p>1 いつも笑顔で元気で働 き、明るい村をつくりま しょう</p> <p>1 教養を身につけ、文化を たかめ、ゆかしい村をつ くりましょ う</p> <p>1 きまりを守り良い風習を 育て、住みよい村をつ くりましょ う</p> <p>1 たがいにいたわり助け合 って、幸せな村をつくり ましょ う</p>	<p><b>町民憲章</b> (昭和 43 年 11 月 23 日)</p> <p>塩川町は会津盆地の中央にあって、ながい歴史と伝統につちかわれて発展してまいりました。自然の美とゆかり深い文化をほこり、多くの人材を生み出しています。</p> <p>塩川町民は、明治改元百年を迎えて先人の偉業をしのび、よりよい郷土を築くため町民の道しるべとして、自らをみがき、お互いに励まし合い心を合わせて実践することは大切なことと考え、町民憲章を制定しました。</p> <p>1 郷土を愛し、環境をととのえ、美しい町をつくりましょ う。</p> <p>1 健康第一に、よく働き、豊かな町をつくりましょ う。</p> <p>1 たがいに教養を高め、ゆ かしい文化の町をつくり ましょ う。</p> <p>1 きまりを守り、公共物を 愛し、明るい町をつくり ましょ う。</p> <p>1 いつも、だれにも親切に、 みんなで住みよい町をつ くりましょ う。</p>	<p><b>町民憲章</b> (昭和 59 年 11 月 7 日)</p> <p>豊かな緑と美しい水に育まれ歴史を刻んできた山都はかけがえのない郷土です わたくしたちは町民であることに誇りをもち調和と活力あるあすの町づくりのためこの憲章を定めます</p> <p>1 心身ともに健やかである ようつとめます</p> <p>1 こころをあわせ明るい家 庭をつくり ます</p> <p>1 喜んで仕事に励み豊かな 暮らしをきずきます</p> <p>1 ふれあいを大切にし善意 の輪をひろげ ます</p> <p>1 教養と文化を高め確かな 未来をひら きます</p>	<p><b>村民憲章</b> (昭和 60 年 10 月 11 日)</p> <p>わたくしたちは、緑の山なみと豊かな流れにはぐくまれた郷土の歴史と文化を愛し、未来を開く明るく住みよい活力ある村づくりをめざして、ここに村民憲章を定めます。</p> <p>1 自然を愛し、環境をととのえ、美しい村をつくりましょ う</p> <p>1 文化を高め、教養を身につけ、ゆかしい村をつくりましょ う</p> <p>1 きまりを守り、心のふれあう住みよい村をつくりましょ う</p> <p>1 心と体をきたえ、健康で明るい村をつくりましょ う</p> <p>1 仕事にはげみ、協力しあ い、豊かな村をつくりま しょ う</p>

項 目	現 況				
	喜多方市	熱塩加納村	塩川町	山都町	高郷村
市町村の 木・花・鳥	<p>「市の木・花・鳥」 木 松 (昭和 47 年 3 月 27 日)</p> <p>花 さつきつつじ (昭和 47 年 3 月 27 日)</p> <p>鳥 セキレイ (平成 9 年 3 月 28 日)</p>	<p>「村の木・花・鳥」 (昭和 54 年 11 月 22 日)</p> <p>木 杉 花 ひめさゆり 鳥 うぐいす</p>	<p>「町の木・花」 (昭和 49 年 11 月 1 日)</p> <p>木 柳 花 花しょうぶ 鳥</p>	<p>「町の木・花・鳥」 (昭和 59 年 11 月 7 日)</p> <p>木 イイデスギ 花 シャクナゲ 鳥 セキレイ</p>	<p>「村の木・花・鳥」</p> <p>木 ケヤキ (昭和 50 年 11 月 1 日)</p> <p>花 ヒメサユリ (昭和 50 年 11 月 1 日)</p> <p>鳥 ウグイス (昭和 60 年 11 月 16 日)</p>
市町村の歌	<p>「喜多方市民の歌」 (昭和 43 年 11 月 21 日)</p> <p>作詞 関河 惇 補作 市歌制定審議会 作曲 佐藤 広市</p>				

項 目	現 況				
	喜多方市	熱塩加納村	塩川町	山都町	高郷村
宣言・決議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全都市宣言 (昭和36年12月23日)</li> <li>・公明選挙都市宣言 (昭和38年3月12日)</li> <li>・電波無雑音都市宣言 (昭和38年9月28日)</li> <li>・健康都市宣言 (昭和39年3月23日)</li> <li>・無公害都市宣言 (昭和45年10月3日)</li> <li>・非核平和のまち喜多方市宣言 (昭和59年9月18日)</li> <li>・スポーツ都市宣言 (昭和61年3月18日)</li> <li>・がん撲滅都市宣言 (昭和61年3月18日)</li> <li>・税の納期内完納と振替納税推進都市宣言 (平成元年9月20日)</li> <li>・太極拳のまち宣言 (平成15年3月19日)</li> <li>・グリーン・ツーリズムのまち宣言 (平成15年3月19日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん撲滅宣言 (昭和63年9月1日)</li> <li>・生涯学習推進の村宣言 (平成4年3月7日)</li> <li>・非核平和宣言 (不明)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康のまち宣言 (昭和63年12月16日)</li> <li>・核兵器廃絶・平和自治体宣言 (平成10年9月18日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告の町宣言 (昭和55年11月17日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生涯学習推進の村」宣言 (昭和62年4月1日)</li> </ul>

項 目	現 況				
	喜多方市	熱塩加納村	塩川町	山都町	高郷村
名誉市民 名誉町民 名誉村民	<b>名誉市民</b> (議会の同意を得て推戴) ・名誉市民条例  名誉市民 2名	<b>名誉村民</b> (議会の同意を得て推戴) ・名誉村民条例  名誉村民 2名	<b>名誉町民</b> (議会の同意を得て推戴) ・名誉町民条例  名誉町民 なし	<b>名誉町民</b> (規定なし)	<b>名誉村民</b> (規定なし)
特別功労・ 功労・ 善行表彰	<b>特別功労・功労・善行表彰</b>  ・表彰条例に基づき毎年 11月3日に実施  功労者 588名 善行者 356名	<b>特別功労・功労・善行表彰</b>  ・表彰条例に基づき毎年 11月3日に実施  特別功労者 48名 功労者 182名 善行者 58名	<b>特別功労・功労・善行表彰</b>  ・表彰条例に基づき毎年 11月23日に実施  特別功労者 30名 功労者 150名 善行者 219名	<b>特別功労・功労・善行表彰</b>  ・表彰条例に基づき毎年 11月3日に実施  特別功労者 28名 功労者 72名 善行者 4名	<b>特別功労・功労・善行表彰</b>  ・表彰条例に基づき毎年 11月3日に実施  特別功労者 13名 功労者 72名 善行者 44名

協議第7号

議会の議員の定数及び任期等の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期等の取扱いについて、次のとおり提出する。

協定項目6	議会の議員の定数及び任期等の取扱い
議会の議員の定数及び任期等の取扱いについては、協議会に専門委員会を設置し、付議の上、その協議結果を基に協議会で協議する。	

平成16年2月23日提出

喜多方地方5市町村合併協議会  
会長 白井英男



喜多方地方5市町村合併協議会の調整内容

協議事項	議会の議員の定数及び任期等の取扱いについて	関係項目	
調整方針	議会の議員の定数及び任期等の取扱いについては、協議会に専門委員会を設置し、付議の上、その協議結果を基に協議会で協議する。		

<p>1 基本的な考え方          新設合併の場合、合併に伴い5市町村の法人格は消滅するので、当該議会の議員は全て身分を失うこととなります。          このため、地方自治法の規定に基づく定数内で設置選挙を行うか、合併特例法の規定に基づく定数特例又は在任特例を適用するか協議しなければなりません。</p> <p>2 議会の議員の定数及び任期等の取扱いの方法</p>			
区 分	合併特例法の特例措置を適用しない場合	定数特例(合併特例法第6条)を適用する場合	在任特例(合併特例法第7条)を適用する場合
1 議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に身分を失う。	合併関係市町村の廃止と同時に身分を失う。	合併関係市町村の廃止と同時に身分を失うが、合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間、引き続き合併市町村の議員として在任できる。
2 任期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間
3 定数	地方自治法第91条第2項の規定に基づく市町村の人口区分ごとの上限数の範囲内で、合併関係市町村の協議により、あらかじめ定めた定数。	設置選挙において、当該選挙による議員の任期(4年間)に限って、地方自治法第91条第2項に規定する上限数の2倍まで定数を増加することができる。(合併特例法第6条第1項)	合併関係市町村の議員数が、地方自治法第91条の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とする。

	<p>地方自治法第91条第2項 人口5万以上10万未満の市：30人</p> <p>平成12年国勢調査人口 喜多方市 37,495人 熱塩加納村 3,633人 塩川町 10,612人 山都町 4,317人 高郷村 2,514人 <u>58,571人</u></p>	<p>地方自治法第91条第2項 人口5万以上10万未満の市 30人×2=60人</p> <p>留意点 この特例による定数は、解散又は総辞職により議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。 この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、あらかじめ定数を定める必要がある。</p>	<p>留意事項 この特例による場合、議員に欠員が生じ、又は議員が全てなくなったときは、これに応じてその定数は、地方自治法第91条の規定による定数に至るまで減少する。 この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、合併関係市町村の協議により、あらかじめ定数を定める必要がある。</p>
4 選挙期日	新市設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	新市設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙は行わない
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選挙区	<p>条例で選挙区を設けることができる。(公職選挙法第15条第6項) (合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条))</p>		

参考文献

地方自治法（抜粋）

〔市町村議会議員の定数〕

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

(1) 人口2千未満の町村	12人
(2) 人口2千以上5千未満の町村	14人
(3) 人口5千以上1万未満の町村	18人
(4) 人口1万以上2万未満の町村	22人
(5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人
<u>(6) 人口5万以上10万未満の市</u>	<u>30人</u>
(7) 人口10万以上20万未満の市	34人
(8) 人口20万以上30万未満の市	38人
(9) 人口30万以上50万未満の市	46人
(10) 人口50万以上90万未満の市	56人
(11) 人口90万以上の市人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人にくわえた数（その数が96人を超える場合にあつては、96人）	

【省略】

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の配置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該配置分合により新たに設置される市町村の区域の全部または一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

〔任期〕

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。

〔人口の定義〕

第254条 この法律における人口は、官報で告示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

【省略】

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議を定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

公職選挙法（抜粋）

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第15条【省略】

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条【省略】

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

(設置選挙)

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

公職選挙法施行令(抜粋)

(人口に比例しない議員の定数)

第9条 市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

協議第 8 号

喜多方地方 5 市町村合併協議会専門委員会設置規程の一部を改正する規程

喜多方地方 5 市町村合併協議会専門委員会設置規程（平成 16 年 1 月 28 日制定）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

専門委員会の名称
新市の名称及び事務所の位置に関する専門委員会
議会の議員の定数及び任期等に関する専門委員会

附 則

この規程は、平成 16 年 2 月 23 日から施行する。

喜多方地方5市町村合併協議会専門委員会設置規程の一部を改正する規程新旧対照表

新	旧					
<p>喜多方地方5市町村合併協議会専門委員会設置規程            本文（省略）            附 則            この規程は、平成16年1月28日から施行する。  <u>附 則</u>  <u>この規約は、平成16年2月23日から施行する。</u>            別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="241 539 1075 721"> <thead> <tr> <th>専門委員会の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新市の名称及び事務所の位置に関する専門委員会</td> </tr> <tr> <td>議会の議員の定数及び任期等に関する専門委員会</td> </tr> </tbody> </table>	専門委員会の名称	新市の名称及び事務所の位置に関する専門委員会	議会の議員の定数及び任期等に関する専門委員会	<p>喜多方地方5市町村合併協議会専門委員会設置規程            本文（省略）            附 則            この規程は、平成16年1月28日から施行する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1205 533 2038 654"> <thead> <tr> <th>専門委員会の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新市の名称及び事務所の位置に関する専門委員会</td> </tr> </tbody> </table>	専門委員会の名称	新市の名称及び事務所の位置に関する専門委員会
専門委員会の名称						
新市の名称及び事務所の位置に関する専門委員会						
議会の議員の定数及び任期等に関する専門委員会						
専門委員会の名称						
新市の名称及び事務所の位置に関する専門委員会						

## 協議第 9 号

### 議会の議員の定数及び任期等に関する専門委員会設置要綱

#### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、喜多方地方 5 市町村合併協議会専門委員会設置規程第 8 条の規定に基づき、議会の議員の定数及び任期等に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第 2 条 専門委員会は、次に掲げる事項について、調査及び審議するものとする。

- (1) 議会の議員の定数に関する事。
- (2) 議会の議員の定数及び任期の特例の取扱いに関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項

#### (委員)

第 3 条 専門委員会の委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規約第 7 条第 1 項第 2 号の委員のうち互選による各市町村各 1 人の委員
- (2) 規約第 7 条第 1 項第 4 号の委員のうち互選による各市町村各 1 人の委員

#### (経過報告)

第 4 条 委員長は、専門委員会における調査及び審議の経過については、必要に応じて協議会の会議に報告するものとする。

#### (補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 16 年 2 月 23 日から施行する。